

2016年(平成28年)5月30日

大阪弁護士会
会長 山口 健一
同 高齢者・障害者総合支援センター運営委員会
委員長 中西 基

「日本ライフ協会」 無料電話相談のご案内

「日本ライフ協会」が経営破綻しました。会員であった皆様におかれましては、さまざまな損害を蒙られたことと存じます。

すでに破産管財人から「破産手続開始等の通知書」や「破産債権届出書」などが送付されていると思います。破産債権届出書の届出期間は平成28年7月29日までとなっております。

大阪弁護士会では、「日本ライフ協会」の会員であった皆様を対象とした無料電話相談を実施します。

破産手続に関すること、預託していた金銭のこと、身元保証人のこと、死後の葬儀等のことなど、なんでもご相談ください。

臨時電話相談：2016年6月16日(木) 10時～16時

※弁護士が、直接ご相談をおうかがいします。

常設電話相談：6月17日以降も、常設の電話相談を受け付けています。

月曜～金曜 10時～12時、13時～16時

※事務局による受付後、弁護士より折返しお電話いたします。

電話：06—6949—8680 (通話料がかかります。)

大阪以外の他府県からのご相談も可能です。

ご相談は、「日本ライフ協会」の会員であったご本人以外でも可能です。

- ・ご家族
- ・入所施設や通所施設、病院等のスタッフさん
- ・地域包括支援センターや行政機関の職員さん
- ・そのほか支援者さん などなど

なんでもご相談ください。

- ・「日本ライフ協会」が破産して、これからどうなるの？
- ・いつまでに、なにをしないといけないの？
- ・預託していたお金はどうなるの？
- ・身元保証人はどうなるの？
- ・死後の葬儀などはどうなるの？

支援者の方々へ

「日本ライフ協会」の経営破綻によって被害を受けたご本人に代わって、ご家族、入所施設や通所施設、病院等のスタッフ・職員さん、地域包括支援センターや行政機関の職員さん、そのほかの支援者の方々からのご相談も、受け付けております。

大阪以外の他府県の方からのご相談でもかまいません。

臨時電話相談：2016年6月16日（木）10時～16時

※弁護士が、直接ご相談をおうかがいします。

**常設電話相談：6月17日以降も、常設の電話相談を受け付けています。
月曜～金曜 10時～12時、13時～16時**

※事務局による受付後、弁護士より折返しお電話いたします。

電話 06—6949—8680（通話料がかかります。）

破産手続における破産債権届出書の届出期間は、平成28年7月29日までとなっています。書き方がわからない、ご本人が署名できない、期限までに間に合わなかったらどうなるのか等々お気軽にご相談ください。